

公立大学法人青森公立大学職員の寒冷地手当に関する細則

平成 21 年 4 月 1 日

規程第 80 号

改正 令和 7 年 3 月規程第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、職員に対する寒冷地手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象外の職員)

第 2 条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成 21 年規程第 67 号。以下「給与規程」という。）第 27 条第 1 項の別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 本邦外にある職員（給与規程第 27 条第 1 項に規定する基準日（以下「基準日」という。）のうち当該基準日から当該基準日の属する月の末日までの期間の全日数にわたって本邦外にある職員に限る。ただし、同条第 2 項に規定する扶養親族のある職員に該当する職員を除く。）
- (2) 無給休職者（公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成 21 年規程第 36 号。以下「就業規則」という。）第 46 条第 1 項各号（第 2 号を除く。）の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
- (3) 刑事休職者（就業規則第 46 条第 1 項第 2 号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
- (4) 停職者（就業規則第 68 条第 3 号に規定する停職の処分を受けている職員をいう。）
- (5) 専従休職者（労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）の規定に基づく労働組合の業務に専従している職員をいう。）
- (6) 育児休業職員（就業規則第 44 条第 1 項の規定により育児休業をしている職員をいう。）

(扶養親族のある職員に含まない職員)

第 3 条 給与規程第 27 条第 2 項の別に定めるものは、給与規程第 15 条第 1 項の規定による単身赴任手当（以下「単身赴任手当」という。）を支給される職員で、職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が 2 以上ある場合にあっては、すべての当該住居）が国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）別表（以下「寒冷地手当法別表」という。）に掲げる地域及び青森県東津軽郡平内町（以下「支給地域」という。）以外の地域にあるものとする。

- 2 給与規程第27条第2項の法人が定めるものは、単身赴任手当を支給される職員以外の職員であって扶養親族と同居していないもののうち、扶養親族が居住する住居（当該住居が2以上ある場合にあっては、すべての当該住居）が支給地域以外の地域にあるものとする。

（日割計算の適用者）

第4条 給与規程第27条第4項の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 基準日において第2条各号に掲げる職員のいずれにも該当しない職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同条各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員となった場合
- (2) 基準日において第2条各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同条各号に掲げる職員のいずれにも該当しない職員となった場合
- (3) 基準日において第2条各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、給与規程第28条第2項、第3項又は第5項の規定により寒冷地手当を支給される職員（以下「有給休職者」という。）のいずれかに該当する職員となった場合
- (4) 基準日において有給休職者である職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第2条各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員となった場合
- (5) 基準日において有給休職者である職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、給与規程第28条第2項、第3項又は第5項の規定による割合を変更された場合

（日割計算）

第5条 給与規程第27条第4項の別に定める額は、同条第2項の規定による額を前条各号に掲げる場合に該当した月の現日数から就業規則第25条第1項第1号に掲げる休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。

（支給日等）

第6条 寒冷地手当は、基準日の属する月の給料の支給日（以下「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

- 2 基準日から支給日の前日までの間において離職し、又は死亡した支給対象職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。
- 3 基準日から引き続いて第2条各号に掲げる職員のいずれかに該当している支給対象職員が、支給日後に復職した場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給するものとする。

（確認）

第7条 理事長は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員が扶養親族と同居していることを確認するものとし、同居していない場合にあっては、当該職員の扶養親族の住居の所在地が支給地域であることを確認するものとする。

2 理事長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養親族の住居の所在地等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(この細則に関し必要な事項)

第8条 この細則に定めるもののほか、寒冷地手当に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年規程第19号)

(施行期日)

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

